

令和6年度活動計画書（西山手高齢者生活支援センター）

自己評価項目			令和6年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期				
大項目	中項目	小項目							
1 基本的事項	(1)センター運営における基本視点	ア 公益的機関としての運営	●センターの活動 (1)①職員がセンターを公的機関と認識し、個人情報保護を順守・取り扱いに留意しながら、運営基準や活動目標を理解して業務を行うことができる。 (2)①センター内で協議を行い、根拠のある活動計画の作成や、活動状況の評価を行う。 (3)①センター内でそれぞれ専門性や得意分野を生かして、チーム全体で役割分担しながら協働して支援を行う。 (4)①専門職として求められる実践力を獲得する為に、各職員が必要な研修に参加して自己研鑽出来るようにする。	●センターの活動 (1)①定期・不定期なミーティングにより、センター内の情報共有を図り、公平性の担保や進捗状況を確認し、支援方針を決めて業務にあたる。 (1)②複数の事業所紹介をする場合において、公平性が担保されるようにセンター内で情報共有をする。 (2)①毎月のミーティングを通して、方針の根拠・進捗や達成度を確認する。 (3)①関係文書の閲覧や定期ミーティングにより情報共有を図り、チーム対応を基本とする。 (4)①経験の浅い職員へは、OJTによりノウハウを継承していき、あわせて積極的に外部の研修を受講する事により、自己研鑽の機会を確保する。外部研修を受講した後、ミーティング時にセンター内職員へ学んだ知識や技術を伝達しチーム全体で共有する。	●センターの活動 (1)①令和7年3月 (1)②令和7年3月 (2)①令和7年3月 (3)①令和7年3月 (4)①令和7年3月				
		イ 個人情報の取り扱い							
	(2)PDCAサイクルでの事業運営	ウ 根拠のある活動計画の作成							
		エ 根拠のある実践・活動の評価							
(3)チームアプローチ	オ 職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有	カ それぞれの専門性や強みを活かした協働体制							
	(4)職員の資質向上	キ 研修や自己研鑽機会の確保	ク スーパービジョン実施状況						
2 総合相談支援業務		(5)地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	●センターの活動 (5)①地域の特徴を理解し、総合相談における相談内容と傾向を関係機関とも共有し実態を把握する。 (6)①地域で活躍する住民や商店(コンビニ、美容室、喫茶店、郵便局など)等へ、包括の周知を行い、協働でイベント実施など行えるような関係構築ができる。 (7)①住民へ認知症相談センターの周知、認知症に関する知識の普及啓発ができる。 (7)②医療機関へ認知症関連の取り組みの共有や連携が行うことができる。 (8)①多様化・複雑化している相談に対し適切に支援が出来る。 (8)②ケースの課題を明確化し、他の関係機関へ繋いだり協働で支援したりすることができる。	●センターの活動 (5)①センター内ミーティングで、終結を意識しながら相談内容の傾向や地域アセスメントを共有し分析する。 (6)①生活支援コーディネーターと連携し地域の集い場やイベント、商店へ訪問し、チラシの配布、包括の周知啓発を行う。 (7)①住民の集う場や商店、金融機関等を主に訪問し、関連するチラシの配布や取り組みの発信などを行い普及啓発を行う。 (7)②医療機関へ訪問や手紙など活用し、認知症関連のイベントや認知カフェの情報発信を行い、取り組みの共有や、受診する住民へ情報提供できるよう取り組む。 (8)①認知症初期集中支援の検討や認知症地域支援推進員との協働により、相談受付の基本的な対応フローや研修により研鑽した技術や情報をセンター内で共有しながら対応する。 (8)②毎日のミーティングで支援方針の確認を行い、必要時には他関係機関や他業務へ繋ぎ連携をとる。	●センターの活動 (5)①令和7年3月 (6)①令和7年3月 (7)①令和7年3月 (7)②令和7年3月 (8)①令和7年3月 (8)②令和7年3月			
	コアウトリーチによる実態把握								
	(6)地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築	シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築						
		ス 専門機関とのネットワーク構築							
		(7)認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進						
	(8)初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応	タ 他の業務への連結・反映						
		3 権利擁護業務	(9)高齢者虐待対応				チ 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	●センターの活動 (9)①虐待対応マニュアルに基づき、センター内でケースの情報共有・把握することで、適切な対応が出来る。 (10)①利用出来る制度について研鑽に努める。必要に応じ権利擁護センターと連携し、情報提供・関係機関に繋げる。 (10)②状態・情報把握に努め、見守り、安否確認が継続的に出来る。 (10)③各包括、警察、消費者センター等の関係機関からの情報収集に努め、共有を図り、消費者被害防止の周知啓発を行う。	●センターの活動 (9)①虐待対応マニュアルに沿い、関係機関と連携を密にし、対応する。 (10)①研修への参加や関係機関との情報共有・適切な対応を行う。 (10)②利用者の判断能力を把握し、必要に応じて制度・サービス・関係機関へ繋ぐ。 (10)③消費生活センター、警察、各関係機関と連携し、民生児童委員・地域住民等に対してチラシの配布等、消費者被害の周知・啓発活動に努める。
	(10)判断能力を欠く常況にある人への対応		ツ アドボカシーと制度活用の支援				テ 支援を求めている人への対応		
ト 消費者被害への対応									
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			(11)包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	●センターの活動 (11)①地域の関係機関と顔の見える関係づくり、有益な情報の共有を図る。 (11)②関係機関へ包括の業務内容と活動内容を発信し、連携体制と協働支援体制の構築を継続する。 (12)①介護支援専門員が、地域の民生児童委員と連携できるようにネットワーク構築を支援する。 (12)②地域の介護支援専門員へ相談窓口の周知、および有益な情報を発信する。	●センターの活動 (11)①圏域に出来た新しい医療機関と薬局へ重点的に連携強化を図る。 (11)②東西高齢者生活支援センター通信を年2回発行し、関係機関との連携体制構築を継続する。【東山手と共働】 (12)①民生児童委員と介護支援専門員の交流会を企画、実施する。【東山手と共働】 (12)②センター発行の「西山手TIMES」等で介護支援専門員向けの情報提供と、相談窓口としての機能の周知を図る。(続けないと忘れられる)	●センターの活動 (11)①令和7年3月 (11)②令和7年3月 (12)①令和7年3月 (12)②令和7年3月		
	ニ 多職種協働支援体制の構築								
	(12)ケアマネジャーへの支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口の周知と必要な情報提供	ネ 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援						
		ノ 介護支援専門員の実践力向上支援							
5 介護予防ケアマネジメント	(13)一般介護予防事業	ハ 介護予防普及啓発	●センターの活動 (13)①地域住民のニーズを把握し介護予防普及啓発や予防教室の企画・運営、住民の主体的な活動の支援を行なう。 (14)①運営基準に沿った介護予防ケアマネジメントを実施する。	●センターの活動 (13)①プラスワン三条・老人福祉会館・圏域の集会所・上宮川文化センターなど住民が集う場所へ出向き、地域住民のニーズや現存の社会資源を把握する。 (13)②男性の興味関心が持てるようなイベントの企画を行い実施する。体操教室の実施、介護予防及び社会参加を目的とした催しを開催し、介護予防の普及啓発及び自主活動グループを推進する人材の発掘や育成を行なう。 (13)③法人掲示板等を利用し、介護予防に関するポスター・チラシを掲示し啓発を行う。 (14)①定期的にセンター内事例検討会を行い、アセスメント技術を深めてケアマネジメントの質の向上を図る。	●センターの活動 (13)①令和7年3月 (13)②令和7年3月 (13)③令和7年3月 (14)①令和7年3月				
		ヒ 介護予防プログラムの実施と地域における自主活動支援							
	(14)指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業	フ 介護予防ケアマネジメントの適切な実践							

令和6年度活動計画書（東山手高齢者生活支援センター）

自己評価項目			令和6年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期				
大項目	中項目	小項目							
1 基本的事項	(1)センター運営における基本視点	ア 公益的機関としての運営	<p>●センターの活動</p> <p>(1)-①:センター内の活動方針に基づき、業務に取り組むことができる。</p> <p>(1)-②:運営基準に基づき、公正中立な運営とセンター内での適切な評価ができる。</p> <p>(2)-①:進捗管理表に基づき実践活動が展開できる。</p> <p>(3)-①:職員全員が互いの業務内容を適切に理解し組織的な対応力が向上できる</p> <p>(4)-①:職員それぞれの課題や興味を明確にし、資質向上に取り組める。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(1)-①:ミーティング(全体・三職種・プランナー)時に担当する業務の活動方針を明確にし、計画作成や修正を適宜行う</p> <p>(1)-②:定期的な運営基準の確認と、特定の事業所に偏りが無いかを名簿で確認をおこなう。</p> <p>(2)-①:進捗管理表をもとに活動計画の評価・追加・修正を年に2回実施する(8月・2月)</p> <p>(3)-①:組織的な課題の共有と検討、活動方針の徹底を図るため毎月全職員でミーティングを実施する。</p> <p>(4)-①:全職員が法人キャリアノートを活用し目標設定、研修計画をたて実践しセンター内で伝達研修をおこなう。</p> <p>(4)-②:併設の在宅系支援事業所と合同で多職種での事例検討会を定期的実施する。</p> <p>(4)-③:法人内ソーシャルワーク勉強会を年4回実施し専門の先生からのスーパービジョンを受ける。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(1)-①:令和7年3月末</p> <p>(1)-②:令和7年3月末</p> <p>(2)-①:令和7年3月末</p> <p>(3)-①:令和7年3月末</p> <p>(4)-①:令和7年3月末</p> <p>(4)-②:令和7年3月末</p> <p>(4)-③:令和7年3月末</p>				
		イ 個人情報の取り扱い							
	(2)PDCAサイクルでの事業運営	ウ 根拠のある活動計画の作成							
		エ 根拠のある実践・活動の評価							
	(3)チームアプローチ	オ 職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有							
		カ それぞれの専門性や強みを活かした協働体制							
	(4)職員の資質向上	キ 研修や自己研鑽機会の確保							
		ク スーパービジョン実施状況							
	2 総合相談支援業務	(5)地域の高齢者の実態把握				ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	<p>●センターの活動</p> <p>(5)-①:地域に出向き顔の見える関係性作りを継続し課題の早期発見や孤立化予防を進めることができる。</p> <p>(6)-①:圏域での災害に備えた体制づくりに取り組むことができる。</p> <p>(7)-①:さくらカフェを認知症の人と家族の身近な居場所、地域での多世代交流が出来る場所として運営を継続していくことができる。</p> <p>(8)-①:多様な相談機関と協働し相談支援体制の構築を図ることができる。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(5)-①:マンション単位での出前講座や相談会を開催し小地域単位での繋がりを強化し孤立化予防を図る。</p> <p>(6)-①:関係機関と連携し個別避難計画の作成に向けて取り組める。</p> <p>(7)-①:認知症相談会を定期開催し住民に気軽に相談できる場所として周知する。また、地域で世代を超えた交流が出来る場所として開催を継続することができる。</p> <p>(8)-①:必要な機関との情報共有をおこない必要に応じてコネクト会議や地域ケア会議の開催をすることができる。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(5)-①:令和7年3月末</p> <p>(6)-①:令和7年3月末</p> <p>(7)-①:令和7年3月末</p> <p>(8)-①:令和7年3月末</p>
						コアウトリーチによる実態把握			
(6)地域ネットワークの構築		サ 個別支援ネットワーク構築							
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築							
		ス 専門機関とのネットワーク構築							
(7)認知症高齢者及び家族への支援		セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進							
(8)初期相談対応		ソ 相談受付時の基本的対応							
		タ 他の業務への連結・反映							
3 権利擁護業務		(9)高齢者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①:虐待対応マニュアルを基に、3職種の専門性を活かした対応を行いながら、関係機関と連携、協働して虐待対応ができる。</p> <p>(10)-①:権利擁護や消費者被害の情報を、関係機関や地域住民にリアルタイムに発信できる仕組みを継続することが出来る。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①:虐待発生時に速やかな情報共有を行うと共に、随時、また毎月の3職種ミーティングで進捗を確認し、確実に対応していく。</p> <p>(10)-①:チラシ配付や掲示板、SNSなどを利用したの情報発信と、「出前講座」を2回/年開催し、住民への周知・啓発を進める。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①:令和7年3月末</p> <p>(10)-①:令和7年3月末</p>			
		(10)判断能力を欠く常況にある人への対応	ツ アドボカシーと制度活用の支援						
	テ 支援を求めている人への対応								
	ト 消費者被害への対応								
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	(11)包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	<p>●センターの活動</p> <p>(11)-①:多機関・多職種・住民協働のネットワーク作りを促進し地域課題に取り組むことができる。</p> <p>(12)-①:地域の介護支援専門員に向けて情報発信をおこなうことでより顔の見える関係性作りをおこない相談しやすい体制を作る。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(11)-①:多職種連携つぼみの会を基に山手圏域の連携促進を図る。</p> <p>(12)-①:東山手ニュースレターの発行(年3回)</p> <p>(12)-②:東西センター通信の発行(年2回)。民生委員・CM交流会の実施(年1回)【西山手協働】</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(11)-①:令和7年3月末</p> <p>(12)-①:令和7年3月末</p>				
		ニ 多職種協働支援体制の構築							
	(12)ケアマネジャーへの支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口の周知と必要な情報提供							
		ネ 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援							
		ノ 介護支援専門員の実践力向上支援							
5 介護予防ケアマネジメント	(13)一般介護予防事業	ハ 介護予防普及啓発	<p>●センターの活動</p> <p>(13)-①:地域活動グループ(自主化済グループ)の周知をすすめ、地域の高齢者の社会参加できる場の活性化と参加人数を増やすことが出来る。</p> <p>(14)-①:地域の情報を収集しインフォーマルサービスを活用したケアプランが作成できる。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(13)-①:介護予防・認知症予防・社会参加の3本柱を目的とした自主グループをさわやか教室などから2グループの活動支援を行う。参加延べ人数:350名を目指す。フレイル予防教室も開催予定。</p> <p>(14)-①:週1回のミーティングで地域の情報を共有、定期的に勉強会を実施し資質の向上を図る。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(13)-①:令和7年3月末</p> <p>(14)-①:令和7年3月末</p>				
		ヒ 介護予防プログラムの実施と地域における自主活動支援							
	(14)指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業	フ 介護予防ケアマネジメントの適切な実践							

令和6年度活動計画書（精道高齢者生活支援センター）

自己評価項目			令和6年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
大項目	中項目	小項目			
1 基本的事項	(1)センター運営における基本視点	ア 公益的機関としての運営	●センターの活動 (1)-①: 公益機関としての役割を理解して、業務を遂行できる (2)-①: 計画を意識し、PDCAサイクルに則りながら業務を遂行できる (3)-①: ケースや地域に対してチームアプローチを行える (4)-①②: 個人やチームの実践課題を明確化し、それぞれの実践力が向上できる	●センターの活動 (1)-①: 運営方針や業務委託仕様書、個人情報保護規定を職員全体で読み合わせを行い、公益機関としての役割を理解して業務を遂行する (2)-①: 活動の進捗状況を計画に照らし合わせ定期的に確認・評価を行う (3)-①: それぞれのチームの特性を活かし、月々のセンター内のミーティングで対応状況や課題・社会資源などの情報を共有し、連携協働ができる (4)-①: 個別スーパービジョンを通し、それぞれの課題・目的にし、課題・目的にあった研修の機会を積極的に活用する。半期ごとに見直す (4)-②: 個別スーパービジョンや、グループスーパービジョン(月1回の事例検討会を含む)を継続し、利用者支援における実践力の向上を図る	●センターの活動 (1)-①: 令和6年9月末 (2)-①: 令和7年3月末 (3)-①: 令和7年3月末 (4)-①: 令和7年3月末 (4)-②: 令和7年3月末
		イ 個人情報の取り扱い			
	(2)PDCAサイクルでの事業運営	ウ 根拠のある活動計画の作成			
		エ 根拠のある実践・活動の評価			
	(3)チームアプローチ	オ 職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有			
		カ それぞれの専門性や強みを活かした協働体制			
	(4)職員の資質向上	キ 研修や自己研鑽機会の確保			
		ク スーパービジョン実施状況			
2 総合相談支援業務	(5)地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	●センターの活動 (5)-①: 圏域の傾向を多角的に分析ができるよう情報を整理する (6)-①: 個別課題、地域課題を把握し、活動参加レベルが上がるようネットワーク構築を図っていく (6)-②: 包括の機能の啓発と地域の社会資源とのネットワークの構築を図る (7)-①: 認知症の人が暮らしやすい町づくりを推進する。 (8)-①: 相談を受けたケースにつき最適な支援に繋げることができる	●センターの活動 (5)-①: 各地区の相談傾向を多角的に分析し、地域へ働きかける内容を検討できる。 (6)-①: 食の充実について、住民ニーズを把握し、住民主体と多職種連携から社会資源の充実や創出を図っていく。 (6)-②: 携帯しやすい名刺サイズの啓発ツールを活用し当センターの周知を図る。年に一回精道ニュースレターを発行し、介護予防の普及啓発や役割機能の周知を図っていく。 (7)-①: 行政と4センター協働により、認知症の人が暮らしやすい環境づくりを進めていくため、認知症についての普及啓発、集える場づくり、支援の充実を図っていく。 (8)-①: インテーク時に、必要な情報収集から適切に支援に繋がられるよう、職員のスキルアップを図っていく。	●センターの活動 (5)-①: 令和7年3月末 (6)-①: 令和7年3月末 (6)-②: 令和7年3月末 (7)-①: 令和7年3月末 (8)-①: 令和7年3月末
		コアウトリーチによる実態把握			
	(6)地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築			
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築			
		ス 専門機関とのネットワーク構築			
	(7)認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進			
	(8)初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応			
		タ 他の業務への連結・反映			
3 権利擁護業務	(9)高齢者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	●センターの活動 (9)-①: 高齢者虐待対応において、よりよいアプローチが行える (10)-①: 権利擁護支援の多様なニーズに応えられる	●センターの活動 (9)-①: 多機関協働により、事実確認を速やかに行い、コアメンバー会議までの時間短縮を図る。 (10)-①: 権利擁護支援ニーズのあるケースの対応を、職員間で共有し、対応のノウハウを集積し、新たなケース対応に活かせる。	●センターの活動 (9)-①: 令和7年3月末 (10)-①: 令和7年3月末
		ツ アドボカシーと制度活用の支援			
	(10)判断能力を欠く常況にある人への対応	テ 支援を求めている人への対応			
		ト 消費者被害への対応			
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	(11)包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	●センターの活動 (11)-①: 介護支援専門員・民生児童委員・地域包括支援センターの連携を強化する (12)-①: 多問題で複雑化・複合化したケースを介護支援専門員と多機関協働する ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口の周知と必要な情報提供 ネ 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援 ノ 介護支援専門員の実践力向上支援	●センターの活動 (11)-①: 介護支援専門員・民生児童委員の連携が高まるような身近な地域での接点を持てるように働きかける。 (12)-①: 圏域の居宅介護支援事業所との顔の見える関係性を継続し、活用してもらえる地域包括支援センターを目指す。年に一回は意見交換の機会を持ち、各事業所の強みを把握していく。	●センターの活動 (11)-①: 令和7年3月末 (12)-①: 令和7年3月末
		ニ 多職種協働支援体制の構築			
	(12)ケアマネジャーへの支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口の周知と必要な情報提供			
		ネ 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援			
		ノ 介護支援専門員の実践力向上支援			
5 介護予防ケアマネジメント	(13)一般介護予防事業	ハ 介護予防普及啓発	●センターの活動 (13)-①: 住民が主体的に介護予防に取り組める (13)-②: 地域の社会資源を活かして介護予防を推進する。 (14)-①: 運営基準に則り、自立支援に基づいた介護予防ケアマネジメントを実施する	●センターの活動 (13)-①: 地域で好評を得ている教室を複数体験できる「アラカルトさわやか教室」を開催し、終了後に継続して教室に参加できるように働きかける。併せて引き続き出張型のさわやか教室を開催し身近な地域での自主グループの育成を図る。 (13)-②: 地域に既にある社会資源を介護予防を学べる場、集える場として活用できるよう、地域の支援者と社会資源を繋ぎ、活動を後方支援する。 (14)-①: 運営基準を定期的に見直し、業務の適性化を図る。 (14)-②: 自立支援型地域ケア個別会議やセンター内事例検討会、ミーティングで事例の支援内容を検討する。 (14)-③: 定期的な勉強会を継続し、経験共有を通しながら自身の対応を振り返り資質の向上を図る。	●センターの活動 (13)-①: 令和7年3月末 (13)-②: 令和7年3月末 (14)-①: 令和7年3月末 (14)-②: 令和7年3月末 (14)-③: 令和7年3月末
		ヒ 介護予防プログラムの実施と地域における自主活動支援			
	(14)指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業	フ 介護予防ケアマネジメントの適切な実践			

令和6年度活動計画書（潮見高齢者生活支援センター）

自己評価項目			令和6年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
大項目	中項目	小項目			
1 基本的事項	(1)センター運営における基本視点	ア 公益的機関としての運営	<p>●センターの活動</p> <p>(1)-①:公益的機関であることを常に意識し個人情報等を慎重に取り扱いながらセンターの運営が行える。</p> <p>(2)-①:地域性を意識した活動目標を立て、実施後適時支援の評価が行える。</p> <p>(3)-①:必要な情報は常に職員間で共有し、協働して支援することで専門性を活かした活動が行える。</p> <p>(4)-①:8050問題、ハラスメントなど複雑な背景を持つ相談への対応力が強化できる。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(1)-①:困難事例に限らず、委託元である高齢介護課とは細やかに情報や課題の共有を行い、連携して課題解決を図る。</p> <p>(1)-②:日常的に個人情報の管理に留意し、ファイルの取り扱い、施錠の確認等について基本的なルールを守ることを徹底する。</p> <p>(2)-①:活動目標に対する担当を決め具体化した方針を立て責任を明確化する。</p> <p>(2)-②:活動の実施ごとに振り返りを行い、また半期で1回進捗状況の確認を行い三職間で共有する。</p> <p>(3)-①:各業務の理解と計画準備、進捗管理、チーム力の強化を目的とした三職種会議を有効活用する。</p> <p>(3)-②:互いに協働することで支援に厚みを持たせ、且つ業務が効率的に進むよう体制を整える。</p> <p>(4)-①:必要な研修やSVに積極的に参加し自己研鑽を図るとともに、センター内及び行政をはじめとした他機関と協働することで、職員の離職を防止しマンパワーを維持する。参加にあたっては他職員に伝えることを念頭において受講する。</p> <p>(4)-②:学んだ内容をセンター全体へ伝達し、業務上有効な知識や情報を共有する。</p>	●センターの活動 令和7年3月末
		イ 個人情報の取り扱い			
	(2)PDCAサイクルでの事業運営	ウ 根拠のある活動計画の作成			
		エ 根拠のある実践・活動の評価			
	(3)チームアプローチ	オ 職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有			
		カ それぞれの専門性や強みを活かした協働体制			
	(4)職員の資質向上	キ 研修や自己研鑽機会の確保			
		ク スーパービジョン実施状況			
2 総合相談支援業務	(5)地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	<p>●センターの活動</p> <p>(5)-①:小単位の地域活動や会議、行事に積極的に参加し、生活支援コーディネーターと協働しながら地域の実態や傾向を把握、分析できる。</p> <p>(5)-①:個別の相談から、地域や世帯の特性を抽出し、背景にある課題を顕在化する。</p> <p>(6)-①:個別や地域の支援を通して専門機関やインフォーマルなサポート機関とのネットワークを構築できる。</p> <p>(7)-①:認知症当事者や家族が地域の中で穏やかに暮らすための仕組みづくりを行い、当事者に伴走する支援ができる。</p> <p>(8)-①:インテークの段階ですみやかに課題を捉え、他機関と円滑に協働できる。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(5)-①:地区福祉委員会や自治会等、住民主体の活動への毎月の参加を継続し、そこから住民が感じている問題を整理し課題化する。</p> <p>(5)-②:精神疾患やハラスメント等、対応困難な事例の数的把握を行い、傾向を分析し、解決に向けての足がかりを作る。</p> <p>(6)-①:ケア会議について地域や関係機関へ開催への理解を求め積極的に開催する。そこから生まれる連携力やネットワークを活かす。</p> <p>(6)-②:「福祉のまちづくりプロジェクト」への参加を続け、住民の思いを具現化する活動支援を他機関と協働しながら行う。</p> <p>(6)-③:地域情報や社会資源、介護予防への取り組み等を紹介したセンター機関誌「つなぐ」などを活用して、センターの周知を図る。</p> <p>(6)-④:介護者支援の目的でプレ開催した「ブレイクカフェ」の内容を振り返り再検討し、定期開催に繋げる。</p> <p>(7)-①:昨年度スタートした「つなぐカフェ」(認知症カフェ)の内容を充実したものにし、ニーズのある高齢者やその家族が適切に結びつくようセンター全体で意識を高め連携する。</p> <p>(8)-①:個人で受けた総合相談のうち必要と判断したものは速やかに3職種間で共有し、協議、支援方針を決定する。</p> <p>(8)-②:要支援認定でサービスを必要とする場合、センター内での対応を速やかに行いケアマネジメントに繋げる。</p>	●センターの活動 令和7年3月末
		コアウトリーチによる実態把握			
	(6)地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築			
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築			
		ス 専門機関とのネットワーク構築			
	(7)認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進			
	(8)初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応			
		タ 他の業務への連結・反映			
3 権利擁護業務	(9)高齢者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①:職員間での速やかな情報共有とマニュアルに則った適切な対応ができる。</p> <p>(10)-①:制度活用について情報提供や啓発を行うことを意識し早期に対応することでその人の権利を守る。</p> <p>(10)-②:個別のアプローチを通して見守りを行い、介入の機会を逃さないような対応ができる。</p> <p>(10)-③:専門機関や介護支援専門員等と連携し予防策を図れる。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(9)-①:「高齢者虐待対応マニュアル」に添いながら他機関と連携した支援、対応を行う。</p> <p>(9)-②:当事者と対峙する機会が多い包括の強みを活かし、解決に向けたアプローチや提案を実行する。</p> <p>(10)-①:権利擁護支援について関係機関や民生委員等地域へ情報共有や啓発を行い、支援の意義を共有し制度活用を促進する。</p> <p>(10)-②:民生委員等地域や警察からの情報、他手がかりとなる資源の発掘など模索しながら介入の時期を図る。</p> <p>(10)-③:「見守り新鮮情報」等タイムリーな情報を地域に発信し被害の予防を図る。</p>	●センターの活動 令和7年3月末
	(10)判断能力を欠く常況にある人への対応	ツ アドボカシーと制度活用の支援			
		テ 支援を求めている人への対応			
		ト 消費者被害への対応			
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	(11)包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	<p>●センターの活動</p> <p>(11)-①:地域住民と専門職の協働等を含めた地域の課題に共に取り組むことを目指して、圏域内のネットワークの構築を図れる。</p> <p>(12)-①:個別の相談に丁寧に対応し、介護支援専門員がマネジメントしやすい関係づくりを支援できる。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(11)-①:災害時支援や意思決定支援等高齢者を取り巻く問題を、ケアマネジャーや民生委員、福祉推進委員と共有し解決に向けて検討する場を持つ。</p> <p>(11)-②:センター内だけでは解決できない地域の課題について、地域ケア会議等を積極的に活用して、他機関との協働を深める。</p> <p>(12)-①:介護支援専門員からのケース相談に対してのSVを行う。</p> <p>(12)-②:職能団体のつながりを活用し、介護支援専門員のニーズを把握、ネットワーク構築の支援を行う。</p>	●センターの活動 令和7年3月末
		ニ 多職種協働支援体制の構築			
	(12)ケアマネジャーへの支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口の周知と必要な情報提供			
		ネ 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援			
		ノ 介護支援専門員の実践力向上支援			
5 介護予防ケアマネジメント	(13)一般介護予防事業	ハ 介護予防普及啓発	<p>●センターの活動</p> <p>(13)-①:地域住民の介護予防への意識が高まるよう、住民主体の活動が充実するような働きかけができる。</p> <p>(14)-①:地域とのつながりが途切れないケアマネジメントが実践できる。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(13)-①:高浜町と陽光町での介護予防教室の開催を継続する中で、男性が参加しやすく地域活動を始めるきっかけになるような教室の開催を企画、実施する。</p> <p>(14)-①:月1回のセンター内ケース会議や自立支援型地域ケア会議にて支援内容について検討、協議しケアマネジャーの資質向上を目指す。インフォーマルな社会資源の活用について情報交換や共有を行う。</p>	●センターの活動 令和7年3月末
		ヒ 介護予防プログラムの実施と地域における自主活動支援			
	(14)指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業	フ 介護予防ケアマネジメントの適切な実践			

令和6年度活動計画書（基幹的業務担当）

業務内容		令和6年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
社会福祉法人の利点を活かし、重層的支援体制整備事業を意識し、生活支援体制整備事業の第1層および社会福祉協議会の地域担当との連携について、市内4つの地域包括支援センターとの中枢的役割を果たす。				
自己評価項目				
大項目	小項目			
1 基幹型相談窓口の開設 （市内地域包括支援センターの機能強化、意見集約、調整等）	(1) 4包括のバックアップ機能として市と諸問題の調整（報告・連絡・相談）を行う。	●基幹的業務担当の活動 (1) 4包括の職員がバーンアウトすることなく、効率的かつ効果的な事業運営が行える。 (2)-① 地域住民の高齢者生活支援センターの認知度が向上する。 (2)-② 各部会活動を通じて市内の課題が共有できる。 (3)-① 包括の事業評価を元に、強化すべき点を取り組む。 (3)-② 個別ケアミーティング（地域ケア個別会議）の開催件数が増加する。 (4) 各センターの実践上の悩み・課題を行政と共有できる (5) 包括の機能を強化するため、他機関とのネットワークを広げていく。 ●4センター協働 (1) 4包括が効率的かつ効果的な事業運営ができるよう課題が共有できる。 (2)-① 各圏域においても高齢者生活支援センターの認知度が向上する。 (2)-② 各部会活動を通じて市内の課題を共有できる。〔再掲〕 (3)-① 包括の事業評価を元に、強化すべき点を取り組む〔再掲〕 (3)-② 個別ケアミーティング（地域ケア個別会議）の開催件数が増加する〔再掲〕 (4) 各センターからの提案や意見、課題が具体的に伝えられるようにする。 (5) 包括の機能を強化するため、他機関とのネットワークを広げていく。〔再掲〕	●基幹的業務担当の活動 (1)-① 各センター・包連会・各部会において業務遂行上の課題・活動状況を聞き取り、改善点があれば検討する。 (1)-② 包括が関わる会議体を見直しを検討する。 (2)-① 啓発機会の検討や調整を行う。 (2)-② 各部会活動の後方支援を行う。 (3)-① 包括の事業評価を包連会で共有し、課題を検討する。 (3)-② 地域ケア会議のマニュアルを見直し、地域ケア会議を開きやすいものにする。 (4) 日々の実践において把握した各センターの実践上の悩み・課題を行政へ伝え一緒に検討する。 (5) 地域ケア会議（個別ケアミーティング・自立支援型）、包連会・支援センター連絡会からの課題で他機関との協働で解決できる方法を検討する。 ●4センター協働 (1) 包連会等において包括の事業運営状況を共有し、課題化し支援センター連絡会へあげていく。 (2)-① 4センター協働の啓発事業を各地域事業において実施する。 (3)-① 包括の事業評価を包連会で共有し、課題を検討する。 (3)-② 地域ケア会議のマニュアルを見直しに向けての検討を行う。 (4) 支援センター連絡会、包連会での課題の共有と改善検討 (5) 地域ケア会議（個別ケアミーティング・自立支援型）、包連会・支援センター連絡会において他機関との協働できる課題を検討する。	●基幹的業務担当の活動 (1)令和 7 年 3 月末 (2)令和 7 年 3 月末 (3)令和 7 年 3 月末 (4)令和 7 年 3 月末 (5)令和 7 年 3 月末 ●4センター協働 (1)令和 7 年 3 月末 (2)令和 7 年 3 月末 (3)令和 7 年 3 月末 (4)令和 7 年 3 月末 (5)令和 7 年 3 月末
	(2) 4包括協働事業の取りまとめ（啓発活動、多職種連携 等）			
	(3) 各包括に対する評価だけでなく、機能強化に向けた客観的な分析のもと、計画性をもって具体的活動に取り組む。			
	(4) 意見集約、調整等の総合調整統括的機能は行政と協働し、実務は主体的に取り組む。			
	(5) 各包括職員に技術的助言や関係機関及び関係者をつなぐことで包括の機能強化をする。 ※業務整理により、これまで基幹的業務担当が行ってきた役割を、各包括へ分担しなければいけない業務がある場合は、滞りなく引き継ぐ。			
2 介護支援専門員に対する専門研修 （市内、外部講師招聘、ケアマネ友の会研修共催）	(6) 現状どおり機能を果たす （4包括と業務分担、部会で協働事業として取り組む）	●基幹的業務担当の活動 (6) 基幹的活動の中から見いだされる介護支援専門員に必要な研修や企画を検討する。 (7) ケアマネジャー友の会と「後進育成」について協議できるようになる ●4センター協働 (6) 各部会からの視点で介護支援専門員に必要な研修を企画し、介護支援専門員の質の向上を図る。 (7) ケアマネジャー友の会と研修を共催し、高齢者生活支援センター職員も含め、幅広く介護支援専門員に対して研修の機会を提供する。	●基幹的業務担当の活動 (6) 自立支援型地域ケア会議からの抽出された介護支援専門員の課題や多機関との連携・協働していく上で必要と思われる研修や企画を検討する。 (7) 対人援助基礎講座の開催 ●4センター協働 (6) 介護予防ケアマネジメント研修の企画・立案・実施 (7) ケアマネジャー友の会との研修の共催	●基幹的業務担当の活動 (6)令和 7 年 3 月末 (7)令和 7 年 3 月末 ●4センター協働 (6)令和 7 年 3 月末 (7)令和 7 年 3 月末
	(7) ケアマネ友の会は、研修で共催の形をとる。			
3 各圏域の地域課題の抽出・整理・解決策の検討・協働による実践 （地域ケア会議、虐待縦レビュー会議等へ参加）	(8) 研修や自己研鑽機会の確保	●基幹的業務担当の活動 (8) 各センターの人材育成指針や方法の共有 (9) 各センターの抱える課題を把握することができる (10) - ① 関係機関と協働し、縦レビュー会議の事務局機能を果たす。 (10) - ② 地域ケア推進会議を企画し、事務局機能を果たす。 (11) 各地域で行われる地域ケア会議、社協や支え合い推進員からの情報も得て、各圏域の課題を知る。 ●4センター協働 (8) 各センターの人材育成のために必要な研修を提案できるようになる (9) 各センターの課題が明らかになる。 (10) 各月の支援センター連絡会・横レビューにおいて課題を分析できる。 (11) 普段の活動を通して、地域の実態を把握できる。	●基幹的業務担当の活動 (8) 包連会や各部会でのヒアリングをもとにした現任職員研修の企画立案 (9) 各センターへの聞き取り、包連会・各部会等における課題や困難事例等のヒアリング、コンサルテーションの機会を検討する。 (10) - ① 縦レビュー会議事務局と協働し、障がい基幹相談担当と高齢部門の基幹的業務担当が主体的に縦レビュー会議を開催し、課題の取り組みに対しての進捗状況の管理も行っていく。 (10) - ② 地域ケア推進会議を開催し、地域課題の抽出と課題への取り組みを支援する。 (11) 各圏域の地域ケア会議の参加、社協地区担当、支え合い推進員との連携強化 ●4センター協働 (8) 現任職員研修の実施・参加 (9) 自立支援型地域ケア個別会議や基幹のヒアリング等を通して課題を検討する。 (10) 横レビューによる課題の共有、縦レビュー会議・地域ケア会議の参加、課題の検討 (11) 地域ケア会議の開催・包括内での支え合い推進委員との情報共有	●基幹的業務担当の活動 (8)令和 7 年 3 月末 (9)令和 7 年 3 月末 (10)令和 7 年 3 月末 (11)令和 7 年 3 月末 ●4センター協働 (8)令和 7 年 3 月末 (9)令和 7 年 3 月末 (10)令和 7 年 3 月末 (11)令和 7 年 3 月末
	(9) スーパービジョン実施状況			
	(10) 担当圏域の統計的把握と傾向分析			
	(11) アウトリーチによる実態把握			